

船橋市障害者生活支援事業

2006年5月発行

船橋障害者自立生活センターニュース号外

相談室だより 第25号

〒273-0011 船橋市湊町1-20-3 ミナトハイツ102号
TEL: 047-495-6777 / FAX: 047-495-6776

料理教室

～最近の相談から～



衣食住と言うが“食”は人間が生きていく上で一番大切なものである。生活保護を受けている世帯は、個人単位に支給される第1類が食費に該当すると思うが、年齢や居住地によって異なるものの、月額4万円前後である。自分で調理すれば十分食べられる額だが、調理ができない障害者が外食をすると4万円では足りなくなる。

少し前になるが、住宅が老朽化したため家主が建てかえるので出て行かなくてはならなくなった障害者が、引っ越し費用が出せないために住所不定になり保護費も受け取れなくなったことがある。この方は視覚にも障害があり、外食がほとんどだった。自分で調理ができないとホームレスになる恐れがあるのだ。

昨年末にある精神障害者が、食費が4万円では足りないから年が越せないと相談に来た。「月に4万円あれば十分食べられますよ。安上がりのできる料理教室をしましょう」とカウンセリングルームの台所を利用して料理教室をすることにした。

ご本人の希望により献立はすき焼き、カレーラ

イス、おでんなど普通の家庭で食べるものを作った。時には餃子を一緒に包んだり、野菜たっぷりの焼き肉を作ったり、体調の悪いときは具入りのおかゆにしたりした。休日の前には2日分6食を作ったが、連休の時は3日分を作っても腐るのが心配で、3日目はコンビニ弁当などにしてもらった。

1ヶ月分の集計をしてみるとコンビニ弁当代も含めてちょうど2万円弱で済んだ。おまけに栄養が良かったのか爪がきれいになったという。2ヶ月料理教室を続け、無事年を越すことができた。

最近精神障害者地域生活支援センターから入院患者の退院準備のため料理教室をしたいのでカウンセリングルームを借りたいとの申し出があった。誰が考えても地域生活をするには調理ができることが大事だ。手が不自由な障害者や高齢者にはホームヘルパーが派遣されるが、精神障害者の場合はなまじっか手足が自由に動くためにヘルパーを派遣してもらえない。自分で調理できるようにしないと生活費が足りなくなってしまう。これからも必要に応じて料理教室をすることになるだろう。

(前田)

6～9月の生活支援事業予定

裏面のコラムにも書きましたが私達の生活市町村障害者生活支援事業は今年の9月30日で終わります。残すところ4ヵ月あまり、計画した事業に全力を傾けますので是非ご協力下さい。

主な事業予定は以下の通りです。

- ・ 相談事業：日曜・火曜を除く毎週月曜日～土曜日
- ・ ピア・カウンセリング短期集中講座：8月9、10、11日（詳細は自立生活センター事務所：TEL 047-432-4554までお問い合わせ下さい）

- ・ 自立生活技能プログラム：6月～7月開催。現在日程その他を調整中。近く詳細が決まる予定です。
- ・ 冊子の発行：6月中の見込み
去る4月8日開催の「障害者自立支援法をよく知る集い」の全記録（約70ページ）を発行します。
- ・ 10月設置（船橋市）予定の相談総合窓口開設準備作業：市、関係団体と協力して新しい障害者生活支援事業の構築と開設準備にあたります。
- ・ その他必要な事業や行事の計画と実施

以上

～ コラム ～

06年5月の障害者支援法

宮尾 修

桜が咲いたかと思っていると連休になり、もう5月の半ばです。時の速さは驚くほどですが、4月からは障害者自立支援法も始まっています。実施は手順が2段階になっており、今回はまずホームヘルプなどサービス受給への本人負担が大きくなりました。生活保護の受給者を除くと、これまではゼロ負担だった利用者の支払いが、2級年金の月額65,000円しか収入のない障害者でも、定率負担で上限15,000円、年額280万以上の収入があると37,200円まで、サービスの量によって払うことになったのです。

また10月からの本格実施では、サービスの仕組み自体がまったく変わって、今のような支給メニューはなくなります。これによる大変更は「移動介助」の廃止であり、そうした項目が変わって「介護」、「訓練」、「医療」といった区分別の給付(義務的経費)と、自治体事業の「地域生活支援」(裁量的経費)に分けられます。給付や「支援」の量は、利用者の障害程度と生活状況で決められますが、その基準になるものということで障害区分が設定され、このための調査も始まっています。船橋市の場合、調査は市の職員が行ないますが、職員は対象となる利用者とは面接、106の調査設問項目の回答を記入、点数にしてコンピューターに人力する。これが一次調査ですが、それに主治医の意見書を添えて審査会に提出、そこで区分認定を決めるという仕組みです。

船橋市の場合、二次調査となるこの審査会は、5人の委員で構成する合議体を12組、委員数にして60人の会ができます。委員は医師、OT、PT、社会福祉士、看護師、相談員、福

祉団体など関係者の中から市が選任し、合議体1組あたり50件以上の区分判定をするとみられています。区分というのは、介護保険の要介護度に準じるもので、早く言えば障害程度とそれによる生活不自由、困難の度合いを段階別に設けたランクです。最重度が区分6、以下5から1まであって、ランクにより支給量や支援内容に差ができるというもので、利用者にとっては毎日の暮らしにかかおる重要問題です。

今のところ船橋では、7月8月に集中して審査にとりくみ、10月の実施に備えるとしています。最初で未経験なことであり、スムーズに運ぶものか予想がつきません。それにくわえて10月は身体、知的、精神の障害別につくられていた相談窓口を一本化した総合相談窓口の設置が決定しており、年間2,500万円の予算も決まっています。これにともなって私たちの相談事業は9月30日で終わり、10年つづいた相談室のドアを閉じることになりました。まさに予想外の変化であり、変化の最大の原因が自立支援法であることを思うと、いまさらながら構造改革の大規模さと時代の波の激しさを実感します。同時に支援費のアメを舐めるだけで、みずからの生活づくり、要求づくりを十分できずにいる私たち自身の側にも、考えるべき問題はあると思います。

ともあれ、もはや待ったなしです。6月、7月、8月とめまぐるしい日々が連続するはずで、刻々の変化については、またお伝えしたいと思います。これを読んでお感じのことがありましたら、ぜひ、ご意見をお寄せください。

人物紹介

津久井大助さん

え～、永遠の二ツ目、津久井亭大助と申しまして～。え、なんですか？ あっしとセンターとの関わりをお聞きになりたいの？ そんな古い話はほとんど忘れちゃいましたなあ～。あっしのことをお知りになりてえなら、センターのホームページの掲示板をぞあんになっておくんせえ。落語・小唄のできる介助者たあ、あっしのことでござんす。

おあとがよろしいようで・・・



これにて一件落着